

藤沢市指定重要文化財の指定について

次の考古資料を藤沢市指定重要文化財に指定する

2014年（平成26年）9月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

指定物件

1

区分	有形文化財
文化財の種類	考古資料
名称	金銅装単鳳環頭大刀
数量	1点
所在地	藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所
所有者の住所・氏名	藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市長 鈴木 恒夫
指定物件の概要	古墳時代後期の装飾大刀 残存長 79.35 cm×最大幅 6.2 cm(環頭部)

2

区分	有形文化財
文化財の種類	考古資料
名称	「土甘」銘刻書土師器
数量	1点
所在地	藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所
所有者の住所・氏名	藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市長 鈴木 恒夫
指定物件の概要	平安時代初期の土器 口径 12.5 cm×底径 8.0 cm×器高 3.3cm

提案理由

この議案を提出したのは、本物件の歴史的価値並びに希少価値を鑑み、藤沢市文化財保護条例第3条1項の規定により藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図る必要による。

参 考

藤沢市文化財保護条例 抜粋

(文化財の指定)

第3条 教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者（以下「所有者等」という。）の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

こんどうそうたんほうかんとう た ち

金銅装単鳳環頭大刀について

1. 発見の経緯

片瀬丘陵北端部には多数の横穴墓が集中している。1976 年(昭和 51 年)に新林小学校の建設が決まり、新林公園の北側に隣接する丘陵が学校用地となり一部が削平されることになったため、同年 9 月 29 日に削平される部分に存在している 14 基の横穴墓の発掘調査がおこなわれた。

大半の横穴墓は既に開口していたが、このうち「右西斜面第 2 号墓」と名付けられた横穴墓は未開口であり、当時の副葬品が埋葬当時のまま遺存していた。本物件もその中のひとつである。

2. 金銅装単鳳環頭大刀の概要

本資料は刀身が腐食のため 5 つに分裂しているが、その他の金銅製装飾具は良好に遺存している装飾大刀である。刀身の観察から片刃であったことが確認できる。なお鞘は出土しておらず、また分裂した刀身同士の接合点がないため大刀の正確な全長は不明であるが、現在の遺存状況から 90 cm 前後であったと考えられる。

柄の装飾は金銅製であり、打ち込みによる蕨手の文様が施されている。柄頭は単独の鳳凰の意匠が施されているが、口に玉を啜えていない点、冠毛は刻み目による 3 本線で表現している点などから、かなり退化した意匠となっている。大刀の年代は 6 世紀末が考えられるが、土器などその他の副葬品の年代は 7 世紀代であることから、一族内で伝世された可能性も否定できない。

単鳳環頭大刀をはじめとする装飾大刀は中央の王権から下賜されたものという説が現在有力であり、右西斜面第 2 号墓の被葬者は中央から下賜をうけられる地域の盟主であったことが推測される。当時の中央と藤沢を考えるうえで貴重な考古資料である。



全体



環頭部拡大



柄部拡大

とがみ

「土甘」銘刻書土師器について

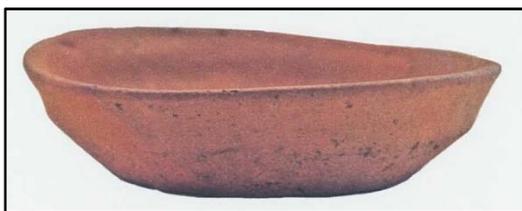
1. 発見の経緯

1969年(昭和44年)5月20日、鶴沼字藤原3858(現・鶴沼海岸6丁目5番付近)で砂取工事がおこなわれた際、地表下3~4mの深さから本資料を含む多数の考古資料が出土した。これらの出土遺物は工事を請け負っていた川畑組により回収され、その後、川畑組代表者の息女の担任が寺田兼方氏(湘南学園教諭・当時藤沢市文化財保護委員)であったことから寺田氏に寄贈され、後に寺田氏から藤沢市へ寄贈された。

2. 「土甘」銘刻書土師器の概要

本資料は口径12.5cm、底径8.0cm、器高3.3cmを測る完形品の土師器の坏である。分類としては「相模型」の土器に属し、年代は8世紀後半と考えられる。体部に摩耗した痕跡がないことから、河川により運ばれてきたものではなく、出土地周辺で水辺の祭祀などに使用されたものと思われる。

「土甘」の名称は天平7年(735)の『相模国天平七年封戸租交易帳』の中に「土甘郷」と見えるのが初見である。「土甘郷」は片瀬川と引地川に挟まれた鶴沼地区を中心とした一帯であると推測されている。ただし「土甘郷」の名称は承平年間(931~938)に編纂された『和名類聚抄』に記載されるのが最後であり、平安後期になると当該地は「鶴沼郷」という名称で現れ、「土甘」の名称は中世では「砥上ヶ原(砥上原)」という地名のみに残ることになる。本物件は藤沢の古代を知るうえで貴重な考古資料である。



全体 (横から)



全体 (上から)



刻部拡大